

○富山市立図書館条例施行規則

平成17年4月1日

富山市教育委員会規則第24号

改正 平成18年12月22日富山市教委規則第7号

平成19年3月26日富山市教委規則第2号

平成20年6月30日富山市教委規則第6号

平成21年3月26日富山市教委規則第3号

平成22年3月31日富山市教委規則第2号

平成25年2月7日富山市教委規則第1号

平成25年9月30日富山市教委規則第4号

平成26年3月27日富山市教委規則第1号

平成27年4月28日富山市教委規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市立図書館条例（平成17年富山市条例第259号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 富山市立図書館（以下「図書館」という。）の開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用者の義務)

第3条 図書館の施設（以下「施設」という。）及び図書館の資料（以下「資料」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）は、利用に当たって次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 館内の利用区分を守ること。
- (2) 資料の返却期日を守ること。
- (3) 資料、施設及び器具を損傷し、滅失しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、他の利用者の迷惑になるような行為

をしないこと。

(利用手続)

第4条 資料の館外利用をしようとする者は、あらかじめ、図書利用申込書(様式第1号)を館長に提出し、図書利用カード(様式第2号)の交付を受けなければならない。

2 図書利用カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 図書利用カードを紛失したとき、又は住所若しくは氏名に変更を生じたときは、直ちに館長に届け出なければならない。

(利用数及び期間)

第5条 館外利用で同時に利用できる資料の数は、図書にあつては10点以内、視聴覚資料にあつては3点以内とする。

2 館外利用の期間は、図書にあつては2週間以内、視聴覚資料にあつては1週間以内とする。

(館外利用を禁止する資料)

第6条 貴重資料、寄託資料、基本参考図書及び館長が必要と認めた資料は、館外利用を禁止する。ただし、特別の事由により館長の許可を得たものは、館外利用することができる。

(利用団体の資格)

第7条 本市内の地域団体、職域団体及び読書グループで館長が相当と認めた団体は、資料を団体による館外利用(以下「団体利用」という。)をすることができる。

(利用手続)

第8条 団体利用をしようとするときは、あらかじめ、団体利用申込書(様式第3号)及び利用者名簿(様式第4号)を館長に提出し、団体利用の登録をしなければならない。

2 登録の有効期間は、登録の日から1年間とする。

(利用数及び期間)

第9条 団体利用の期間は2箇月間以内とし、同時に利用できる資料の

数は200点以内とする。

(寄託手続)

第10条 図書館に資料を寄託する者は、あらかじめ、その品目、数量及び寄託者の氏名・住所を記載した寄託申込書(様式第5号)を館長に提出し、その承認を得なければならない。

(寄託資料の管理)

第11条 寄託された資料の管理及び運用は、図書館の所有する資料に準じて行う。

2 寄託資料の館外利用については、寄託者の承認がある場合のほか行わないものとする。

3 寄託資料が災害等の不可抗力によって損傷し、又は滅失した場合は、市は損害賠償の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の富山市立図書館条例施行規則(昭和45年富山市教育委員会規則第1号)、大沢野町立図書館運営規則(平成2年大沢野町規則第6号)、大山町立図書館設置条例施行規則(平成12年大山町教育委員会規則第2号)、八尾町立図書館規則(平成10年八尾町教育委員会規則第17号)、八尾町図書館協議会条例施行規則(平成7年八尾町教育委員会規則第10号)又は婦中町立図書館設置条例施行規則(昭和50年婦中町教育委員会規則第1号)(以下これらを「合併前の規則」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の

行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日に現に存する合併前の規則による様式は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 18 年 12 月 22 日富山市教委規則第 7 号）

この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 26 日富山市教委規則第 2 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 30 日富山市教委規則第 6 号）

この規則は、平成 20 年 7 月 21 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 26 日富山市教委規則第 3 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日富山市教委規則第 2 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 7 日富山市教委規則第 1 号）

この規則は、平成 25 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 30 日富山市教委規則第 4 号）

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 27 日富山市教委規則第 1 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 28 日富山市教委規則第 9 号）

この規則は、平成 27 年 8 月 22 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

名称	開館時間	休館日
本館	(1) 日曜日から木曜日まで 午前 9 時 30 分（情報コーナーは、午前 7 時）から午後 7 時（児童図書フロア及び特別コレクション室は午後 6 時、	(1) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 (2) 蔵書点検期間 (3) 毎月の第 1 水

	<p>情報コーナーは午後 8 時) まで</p> <p>(2) 金曜日及び土曜日 午前 9 時 3 0 分 (情報コーナーは、午前 7 時) から午後 8 時 (児童図書フロア及び特別コレクション室は、午後 6 時) まで</p>	<p>曜日 (この日が休日に当たるときは、この日以後においてこの日に最も近い休日以外の日)</p>
富山市立大沢野図書館	<p>(1) 月曜日から金曜日まで 午前 9 時 3 0 分から午後 6 時まで</p>	
富山市立大山図書館	<p>(2) 土曜日、日曜日及び休日 午前 9 時 3 0 分から午後 5 時まで</p>	
富山市立八尾図書館ほんの森	<p>(1) 月曜日から金曜日まで 午前 9 時 3 0 分から午後 7 時まで</p> <p>(2) 土曜日、日曜日及び休日 午前 9 時 3 0 分から午後 5 時まで</p>	
富山市立婦中図書館	<p>(1) 月曜日から金曜日まで 午前 9 時 3 0 分から午後 6 時まで</p> <p>(2) 土曜日、日曜日及び休日 午前 9 時 3 0 分から午後 5 時まで</p>	
富山市立山田図書館	<p>(1) 月曜日から金曜日まで 午前 9 時 3 0 分から午後 5 時まで</p>	

富山市立細入図書館	<p>時 30 分まで</p> <p>(2) 土曜日、日曜日及び休日</p> <p>午前 9 時 30 分から午後 5 時まで</p>	
富山市立図書館水橋分館	午前 9 時から午後 5 時まで	<p>(1) 月曜日（この日が休日に当たる場合を除く。）</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(3) 蔵書点検期間</p> <p>(4) 毎月の第1水曜日（この日が休日に当たるときは、この日以後においてこの日に最も近い休日以外の日）</p>
富山市立図書館岩瀬分館		<p>(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(2) 蔵書点検期間</p> <p>(3) 毎月の第1水曜日（この日が休日に当たるときは、この日以後においてこの日に最も近い休日以外の日）</p>
富山市立図書館呉羽分館		<p>(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(2) 蔵書点検期間</p> <p>(3) 毎月の第1水曜日（この日が休日に当たるときは、この日以後においてこの日に最も近い休日以外の日）</p>

		日)
富山市立図書館豊田分館		(1) 月曜日(この日が休日に当たる場合を除く。)
富山市立図書館藤ノ木分館		(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
富山市立図書館蜷川分館		(3) 蔵書点検期間
富山市立図書館月岡分館		(4) 毎月の第1水曜日(この日が休日に当たるときは、この日以後においてこの日に最も近い休日以外の日)
富山市立図書館大広田分館		
富山市立図書館新庄分館		
富山市立図書館奥田北分館		
富山市立図書館四方分館		
富山市立図書館堀川分館		
富山市立図書館堀川南分館		
富山市立図書館山室分館		
富山市立図書館東部分館		
富山市立図書館八尾東町分館	(1) 火曜日から金曜日まで 午前9時から午後6時まで (2) 土曜日、日曜日及び休日	

	午前 9 時から午後 5 時まで	
富山市立図書館八尾福島分館	午前 9 時から午後 5 時まで	
富山市立とやま駅南図書館	午前 10 時から午後 9 時まで	(1) 毎月 (3 月及び 1 2 月を除く。) の第 3 火曜日 (2) 2 月の第 3 水曜日 (3) 1 2 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
富山市立こども図書館	午前 10 時から午後 6 時まで	

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。

様式第1号(第4条関係)

富山市立図書館図書利用申込書				利用者番号						
フリガナ		性別	男	申込日						
氏名		性別	女	仮登録						
生年月日	年 月 日			登録						
住所 (帰省先)	〒			再発行						
				変更						
電話番号	() —			住所コード						
				郵便番号						
勤務先又は 学校及び 名称及び 電話番号	(名称) (電話番号) () —									
保護者の 氏名				本人との 関係						

1 太線の中だけ記入してください。

2 住所及び氏名を確認できるものを提示してください。

3 申込者が中学生以下のときは、保護者の氏名欄及び本人との関係欄に記入してください。

様式第2号（第4条関係）

表面

富山市立図書館
図書利用カード

裏面

注意事項記載欄

富山市立図書館

バーコード欄

氏名 _____

様式第3号(第8条関係)

団 体 利 用 申 込 書

年 月 日

(あて先)富山市立図書館長

所 在 地

申込者 名 称 及 び
代表者の氏名

電 話 ()

富山市立図書館の資料を団体利用したいので、次のとおり申し込みます。

なお、利用を受けた資料を紛失し、又は破損したときは、富山市立図書館長の指示に従って、現品又は相当の代価を弁償します。

団 体 の 人 数		人
担 当 者	氏 名	電 話 ()
	住 所	
資 料 の 活 用 方 法		

様式第4号(第8条関係)

利用者名簿

No. _____

氏名	住所
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

様式第 1 号 (第 4 条 関係)

様式第 2 号 (第 4 条 関係)

様式第 3 号 (第 8 条 関係)

様式第 4 号 (第 8 条 関係)

様式第 5 号 (第 1 0 条 関係)